

---

---

令和3年度第3回（通算35回）北区子ども・子育て会議 議事要旨

---

---

[開催日時] 令和3年12月20日（月）午後 6時30分～午後8時15分

[開催場所] 北とぴあ15階ペガサスホール

[次第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
  - (1) 子ども・子育て支援計画2020 令和2年度実績報告
  - (2) 北区子どもの未来応援プラン 令和2年度実績報告
  - (3) 北区児童相談所等複合施設基本計画（案）について
  - (4) 学童クラブの新設等について
  - (5) 子育て世帯等臨時特別支援事業について
- 3 その他
- 4 閉会

[出席者]

岩崎美智子	会長	石黒万里子	副会長	大河原はるか	委員
久保田 遼	委員	野上 智宏	委員	林 菜々	委員
我妻 澄江	委員	小野澤哲男	委員	齊藤 厚子	委員
鹿田 昌宏	委員	鈴木 将雄	委員	田邊 茂	委員
森口 智志	委員	奥村 宏	委員	傳田 学	委員
西澤 由香	委員	向中野勇司	委員		

[配布資料]

資料 1-1	「北区子ども・子育て支援計画2020」実績報告 次世代育成支援行動計画（主な取組一覧）
資料 1-1 別紙	「北区子ども・子育て支援計画2020」次世代育成支援行動計画（事業一覧）
資料 1-2	「北区子ども・子育て支援計画2020」実績報告 子ども・子育て支援事業計画
資料 2-1	北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画） 令和2年度実績報告
資料 2-2	子どもの貧困対策に関する指標の実績（令和2年度状況）
資料 3	北区児童相談所等複合施設基本計画（案）について
資料 3 別紙	北区児童相談所等複合施設基本計画（案）

資料 4	学童クラブの新設等について
資料 5 (当日配布)	令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給について

## 【会長】

皆様、こんばんは。定刻になりましたので、令和3年度第3回、通算35回目の北区子ども・子育て会議を開始いたします。

初めに、本日は傍聴席を定員の5名分を超えて用意いたしました。皆様にもご承知おきいただければと思います。

さて、本日は年末のお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は、昨年8月以来久しぶりに対面で開催することができました。子ども・子育て会議は、前回から第5期が始まって、新たな委員の方も加わりましたが、オンライン開催が続いていたので、初めて顔を合わせる方も多くいらっしゃると思います。

現在、新型コロナウイルスの感染状況は落ち着きを見せてはいますが、新たなオミクロン株の感染状況が報告されるなど、まだまだ予断を許さない状況が続いています。皆様はこれまで子どもたちや子育て家庭に対して、多大なご尽力をいただいていたと思いますが、このような中で今後もそういった支援が止まることのないように、これからも引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります前に事務局から連絡等がありましたら、お願いいたします。

## 【事務局】

ただいま会長からお話がありましたとおり、この会議、今年度3回目となりますが、対面での開催は初めてとなります。前回のオンライン会議ではなかなかうまくいかないところがありまして、誠に申し訳ございませんでした。オンライン会議の良さ、対面でお顔を合わせてお会いしての会議の良さ、それぞれあるかと思っておりますので、組み合わせながら、感染状況等に配慮しながら、これからも行いたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、子ども・子育て支援計画と子どもの未来応援プランの大きな二つの計画の進捗状況に加えまして、児童相談所等複合施設の基本計画（案）、また学童クラブの新設、それからこのところマスコミで連日報道されています子育て世帯への臨時特別給付金について、北区もおかげさまで年内に10万円を2回に分けて5万円ずつ給付ができることとなりました。こうしたことを併せて、ご報告したいと思います。忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、先ほど会長からお話がありましたように、初めて顔を合わせる方が多くいらっしゃいますので、大変恐縮ですが、左回りで簡単に自己紹介、お名前をいただければと思います。本日は園尾委員がご欠席ですので、小野澤委員からお願いいたします。

～以下、各委員の自己紹介～

## 【事務局】

ありがとうございました。それでは岩崎会長どうぞよろしく願いいたします。

## 【会長】

ありがとうございました。それでは、資料確認などがありますでしょうか。お願いいたします。

**【事務局】**

それでは、本日のまず出欠確認です。本日は、北児童相談所の園尾まゆみ委員から、ご欠席と報告をいただいています。本日、出席が17名ということで、定足数を満たしていることを報告します。

続きまして、資料の確認をお願いします。

～以下、配布資料の確認～

**【会長】**

ありがとうございました。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

議題2、子ども・子育て施策等の関する報告事項ということで、まず(1)北区子ども・子育て支援計画2020、令和2年度実績報告について。事務局から報告をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、北区子ども・子育て支援計画2020の実績報告ということで、この場では資料1-1、それから資料1-1の別紙、さらに資料1-2、併せまして子ども・子育て支援計画2020の冊子をお手元にご用意ください。

まず、本日、事前にお配りしています資料1-1ですが、こちら何が記載されているかといいますと、計画の冊子の第4章75ページにあります次世代育成支援行動計画の主な取組、ここの部分を一覧にして令和2年度の実績をまとめています。

それから、こちらの計画の冊子にありますように、令和6年度の目標と、目標に対する進捗状況をABCDEで表したものをこちらにまとめました。

そして、こちらについては事前にお配りして目を通していただいた方もいらっしゃると思いますが、この令和2年度実績をまとめまして、現在は令和6年度の目標に対して令和2年度、1年目の実績としていますので、まだまだA、つまり100%まで達していないものが幾つもあります。それから、コロナの影響がございまして、なかなか事業が実施できずにE、50%未満の実施もかなり見受けられます。そういったところ、Eの場合の理由欄を設けていますので、こちらになぜそうだったのかということも併せて記載しています。

こうした資料をまとめながら、毎年、この令和6年度に対しての進捗、どういう実績になっていったかをこちらのように併せて表現して、それを評価とさせていただく、そういった資料になっています。

資料1-1の別紙ですが、こちらは計画の冊子の一番後ろに資料編がございまして、135ページ以降にこちらの計画事業の全事業が載っています。それを各令和2年度実績を表したものの、これが1-1の別紙としています。

続きまして、資料1-2です。こちらは北区子ども・子育て支援計画2020の中で、計画冊子の第5章109ページ以降の内容を実績としてまとめたものです。

109ページをご覧くださいまして、ここに表があります、上二つの(1)(2)が幼児期の学校教育・保育、いわゆる保育園や幼稚園というところですが、こちらについての量の見込みと確保方策をまとめたものでして、その下、(1)から(13)まで地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業と呼ぶものですが、こちらについては、資料1-2の7ページ以降に13個の事業の実績としてまとめています。

以上、資料についての説明でしたが、中身についてはかなり多く、時間の関係で割愛しますが、こちら何かご意見等がございましたら、どうぞよろしく願います。

説明は以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。

それでは、皆様からご質問等ありましたら、願います。

#### 【委員】

質問ですが、資料1-1の5ページ、1-4の産前産後サポート事業、その真ん中あたり、「産後デイケア」という項目がありますが、ここに利用者141人と書いてあって、これはどこに委託しているのか、私、団体の会員に聞かれ、ちょっと前に説明があったかどうか記憶になくて、どういうところに委託しているのか。そして、それはどう評価されるのかを教えていただけたらと思います。

そして同時に、これは次の資料、別紙の4ページ、ここにも1-4の4として産後デイケア事業とあって、令和2年度の実績が、利用者290人とあるんですが、この141人と290人、どちらも令和2年度で、人数の意味が分からないので教えてください。

#### 【事務局】

産後デイケア事業ですが、これは、産後のお母さんが施設を利用して、休息したり、育児の悩みを相談したりすることで、ゆったりとした気持ちで育児に取り組めるようにお手伝いするものです。主に助産師さんが対応しており、医療機関や助産院、ほっこり～のさんなどに委託して行っております。

令和2年度の実績ですが、正しくは290人です。

#### 【委員】

評価について、どのように評価しているのか。例えば、利用者さんから、利用した方の声をまとめて、助産院さんとかほっこり～のさんを継続するとか、どのように評価して予算を継続してつけているのか。

#### 【事務局】

こちらの事業ですが、今、北区におきましては、産後ケア事業ということで、デイケアやショートステイの拡充を行っているところです。

利用実績も大変伸びており、利用された後のアンケートでは、様々なご意見はありますが、「利用前後の気持ちの変化」の項目では、ほぼ8～9割の方から、気分が楽になったという回答をいただいている状況です。

今後についても、この産後ケア事業については拡充の方向ということで、目指してまいりますと考えてございます。

以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

#### 【委員】

全般的な話ですが、計画の段階のところがよく分かっていないのですが、5か年計画の初年度の振り返りであれば、単純に考えると20%ずつ上がっていけば数値目標としてはいいのではないかと思います。もし20%ずつ上がっていくのであれば、現時点では全部がEでも問題ないと思いますが、もう既に80%というと、この初年度をどう評価しているかというのは資料を見ていて正直、分かりません。資料の1-2のような形で数字を載せるのなら、ああそうだったのかと分かりますが、1-1だと、5年後に対しての達成率なので、逆に今度は80%というのは、すごい頑張っていたのか、もともと低いハードルだったのか、どのように評価しているか分からないので、そのあたりの進捗状況をどうこの表から読んでいいのかを教えてくださいたいと思います。よろしく願います。

#### 【事務局】

こちらについては、様々な事業がある中で、目標達成率100%を目指して毎年20%ずつ成果を上げるという内容のものではないものが多いです。

例えば、資料1-1の最初のところ、保育園の定員数ですが、目標に対してゼロ人からスタートしているわけではなく、平成31年4月1日時点の9,060人からスタートしています。委員がおっしゃるような、例えば増加率を見て20%ずつ増えるという表現もできるかもしれませんが、ここでは定員数、絶対数で評価をしています。

#### 【委員】

区では相当やっただいていると私は思っていますが、すごく頑張っているという評価をしていいのか、この項目のところだけ見ても、頑張っているとするのか、もっと頑張ってくださいなのか、正しく評価しにくく、計画開始前にできていることが既にあるのであれば、計画開始前と目標の差に対しての達成率や単年毎の増加率目標のような、そういう定員数だけ見るのではないやり方をした方が分かりやすいのではないかと感じました。

#### 【事務局】

全般的なところでお答えをさせていただきたいと思いますが、この計画は平成6年度の目標値、6年度の達成というところでやらせていただいています。例えば、保育園の待機児童解消のところでは事務局から説明をしましたが、いま保育園の待機は非常に少なくなって、地域的にはまだありますが、ほぼ一定の解消をしている、そうしたところから80%以上といった評価をしています。

この表の見方、全般的にもう少し分かりやすいように、次回以降工夫をしたいと思いません。

**【会長】**

ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

**【委員】**

資料1-2の9ページ、一番上の「子育て短期支援事業」ですが、これショートステイの利用件数が述べ73人と1行目に書いてあって、延べ73人というのは何のことか。量の見込みが1,003人日との関係性を教えてください。

**【事務局】**

まず、9ページのショートステイの量の見込みについては、計画をつくる前段階でアンケート調査を行い、そこから割り出したものが量の見込みです。アンケートによって、こういった事業を使ってみたいという方の集計がこの1,003人日ということで書かれていまして、確保方策については、このショートステイでは実施場所が星美ホームとありますが、ここで1日当たり何人受入れが可能で、それを年間何日開いている、1日の受入可能人数に年間の開設日数を掛け合わせたもので、最大これだけ受け入れられるという確保方策を記載しています。

とはいえ、実際の利用が、こちら延べ73人でございました。

極端に言えば一人が何回か使えば、それが何日と、一人が10回使えば10人日という見方としています。

**【委員】**

延べ73人というのは、何人かの方が73日合計で利用したということですか。

**【事務局】**

そうです。73人「日」というのが入ります。

**【委員】**

はい、分かりました。何か書き方がもう少し分かりやすくなるといいですね。

**【会長】**

ほかにいかがでしょうか。

## 【委員】

今、質問があったのと同じで、ほかのやつも全部延べと書いてあるのは、もともとの目標見込みのところが入日になっているものは、全部「入日」という単位で、それで大丈夫でしょうか。それであれば全然問題はないのですが。右側が全部、延べ人になって、左側が入日になっているものがあったりするのでは。一応、その確認だけお願いします。

## 【事務局】

ご指摘のとおり、右側のほうも「入日」と読み替えていただければと思います。大変失礼いたしました。

## 【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。（１）について、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして（２）北区子どもの未来応援プラン、令和２年度実績報告について、事務局から報告をお願いいたします。

## 【事務局】

それでは、資料２－１と資料２－２、こちらの２種類の資料をお手元に、併せて北区子どもの未来応援プランの冊子について、お手元にご用意をお願いいたします。

先ほどと同じように全ての中身についてご案内することができませんので、資料の見方の確認をしたいと思います。

まず、資料２－１、北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）の令和２年度実績報告ということですが、こちらに載っている事業は、未来応援プランの冊子の５３ページ目以降に各計画の事業が記載されていまして、あとは同じく巻末の資料編で７２ページ目以降に事業の一覧表がございます。この事業一覧表に沿って資料２－１はまとめたものです。

そもそも未来応援プランについては、先ほどの子ども・子育て支援計画のように年度を区切って、目標を定め、達成するといった性質の計画ではありません。事業を着実に進めていくことで子どもの貧困対策をしっかりと進めていくという目的の計画です。特段この何年度に目標値が幾らでと、そういったものがございませんので、基本的には令和２年度の実績、資料２－１で黄色い部分でお示ししていますが、そちらを記載しています。

そして資料２－２ですが、資料２－２は子どもの貧困対策に関する指標の実績、令和２年度状況ということで、こちらは計画の５０ページ目から５２ページ目にかけて、北区でこの計画を進めていく中で、進捗状況を把握するために１７の指標を用意しています。この１７の指標について、こちらの資料でお示しのように、右の水色のところ、過去実績値がありますが、平成２８年度から元年度、そして２年度実績という推移を見ていただくことで、この貧困対策に関する指標、どのように進んでいったかを見る目的の資料です。

こちらの二つでこの計画についての進捗を表しています。

中身については細かくなってしまいますので割愛しますが、もし皆様何かご意見等がありましたら、どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、令和3年度からの未来応援プランの修正版を皆様にご協力いただきながら作りましたが、こちらに関しては3年度以降のことですので、今回、修正版についてはまだ触れてはおりませんので、ご承知おきください。

説明は以上です。

**【会長】**

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いしたいと思います。

**【委員】**

1 ページ目、表のほうの11番、小学校・中学校の不登校者数（率）が着実に増えてきていて、どうしてこんなに増えてくるのかな、困ったなと思ったのですが、これは貧困対策とどのような関係があるのかなと考えるのですが、どうなのでしょう、ご担当の方。教えてください。不登校の子どもが増えていくことと何か関係があるのでしょうか。貧困対策をきちんとすると不登校の子どもは増えないのだろうか。何かそこら辺、疑問に思うのですが。

**【会長】**

事務局の皆様、いかがでしょうか。

**【事務局】**

今、委員からご指摘いただきました不登校の児童生徒数の増加、こちらは全国的な傾向なのはご承知のとおりと思っています。今年、昨年来については、よく言われているのはコロナの状況で、なかなか学校に行けない中で、不登校の児童が増えてきたということは、一般的には報道等でもされているところです。

不登校が様々な家庭の環境によって生じるのは、これは一般的に言われていることです。貧困だけではないということですので、当然、学校生活、友達関係、学び、様々な状況があって不登校になってしまうというお子さんが出ていますので、一つの要因として、家庭環境という中で、経済的な事情というのは、いわゆる貧困的なところが関わっている部分もあるという認識ですので、この未来応援プランの中では、そのようなものも含めて捉えているとご理解いただければいいかなと思っていますので、必ずしも貧困イコール不登校という捉え方を私どもはしていないということです。

**【委員】**

すみません、確認だけでした。

**【委員】**

ちょっと教えていただきたいのですが、この大きい表の6番目に子どもの朝ごはん摂取率とあります。平成18年、19年頃にとしま若葉小なんかでやっていた早寝早起き朝ごはんという言葉を使って、子どもの朝ごはんを推進していたのですが、今、その言葉も死

語なんでしょうか。まだどこかの学校では残っているんでしょうか。参考までに教えてください。

**【事務局】**

早寝早起き朝ごはんということで、これは教育ビジョン2020におきましても推進事業として、家庭教育の向上を支援するという項目の中に位置づけているものです。基本的には夏休み後、生活リズムが乱れている時期を捉えまして、生活習慣チェックシートで、家族で楽しみながらチェックをしていくというもので、引き続き取り組んでいまして、学校に働きかけ、学校を通じて各家庭、お子さんに働きかけを行っています。

以上です。

**【委員】**

ありがとうございました。参考までに伺いました。

**【会長】**

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

**【委員】**

私からは資料2-2のナンバー1のはぴママ・たまご面接のところで少し質問をしたいと思います。

令和2年度、ちょうど私の子どもが生まれた年なのですが、このときの面接が100%となっていて、過去の実績を見ると、そこまで到達できなかったのかなと思うのですが、この令和2年度に100%達成されている理由、どういう取組をされたのか、どう改善されてこの数字まで至ったのか、教えていただければと思います。

**【事務局】**

母子健康手帳を交付された方にはぴママ・たまご面接という形で実施しておりますが、昨年度はコロナ禍における妊婦支援ということで、状況を把握するための面接の確実な履行に向けた取組が強化されたところです。

**【委員】**

私もちょうどコロナのところで、子育てがなかなか大変だったのですが、こういうようなサポートをいただけて、子どももすくすくと元気に育っています。ありがとうございます。

**【委員】**

資料2-1の13ページ、最上段の3~4か月児未受診者の話ですが、令和2年度は新型コロナの影響で3~4か月健診の集団健診が一時止まっていた月がありました。実際に保健所には行かずに診療所に各自で行く期間があって、多分、そこら辺のところでは新型コロナで病院に行きたくないということでかなり受診者数が減ったと思われます。実際にそ

のときに、新型コロナのことがあるので受診しないとか、また孤立なのかというのは表上に見られてこないのが、多分その後、未受診者をフォローされていると思うのですが、その後は、例えば6～7か月健診、9～10か月健診でしっかりその方たちが受診をしているのかとか、その結果は何かもう見えていますでしょうか。

#### 【事務局】

乳児健診の結果ですが、今、委員ご指摘のとおり、昨年度、新型コロナということで、健康支援センターで受診することができない方、そういったことが心配な方、そうした方には医療機関等の受診をしていただいています。

実際の受診の実績ですが、令和2年度については、3～4か月健診としては1,588名で、前年が2,743名という状況です。それと実際に助成を受けた方々が687件となっています。これは各医療機関に行かれた方、助成金を申請された数が687件としますと、昨年度の実績、健康支援センターでの実績1,588件と687件を足しましても、2,200程度ということで、受診されなかった方がそれなりにいらっしゃるのかなと考えています。

3～4か月健診未受診者のその後の健診の受診状況は把握しておりませんが、6～7か月健診及び9～10か月健診の受診率は上がっておりますので、3～4か月健診を未受診の方の受診も数多くあったものと考えております。

健康支援センターでは助産師や、場合によっては保健師による新生児の訪問等を通して、健診は受けていただくことが大事というご案内はしているところです。

今後できるだけ多くの方に乳児健診等を受けていただくように、積極的に働きかけていきたいと考えています。

※受診率 3～4か月健診77.1%、6～7か月健診87.5%、9～10か月健診86.9%（事後追記）

#### 【委員】

実際に6～7か月、9～10か月健診をやっていると、3か月健診を受けていないという方が、結構、母子手帳を見ると多いんですね。9～10か月健診ぐらいのところではちゃんと数が復帰しているかどうか、あともう一つは、1歳半健診、今年で、この夏で、今年の秋冬ぐらいの子がちょうど3～4か月健診が止まっていた子たちがちょうど今、1歳半健診にやってくるので、そこでちゃんと受診をできているかどうかという検証はかなり必要かと思うので、そこら辺も含めてよろしくお願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

#### 【事務局】

幾つか、今、ご報告に対するご意見で、指標の件が出ましたので、事務局としての考え方、受け止めをお話しします。

まず、個々計画の指標について、ご指摘があったとおり、必ずしも見やすい数値化にな

っていないということは、私ども事務局としても感じていますので、何か代替で分かりやすい指標を併記することができないかは、今後、持ち帰って考えてみたいと思います。

ちなみにさっき出ました保育所の待機児童で、ゼロからのスタートでなくて、スタートが一定程度の数字で、そこに対して目標値があるというパーセントになっていますが、計画としては、こういう形で載せざるを得ない部分もありますが、一方で、必ずしもこの目標値に対する数字が100%になったからといって、社会的動向でさらに需要が高まれば100%でもまだ足りないという数値の評価になってまいります。その辺がうまく表現できるような工夫を今後考えたいと思います。

また、貧困対策について、先ほど委員から指標と私どもの施策の因果関係のご質問があって、不登校児と貧困の関連づけがありました。当初、子どもの貧困対策を策定するに当たって、どういう社会的な環境に変化を起こせるのかという指標をある程度、国や東京都の指導のもとに因果関係が必ずしもイコールではないが、こういう数値を追っていったらどうかという例示に沿って今の貧困対策は作られています。こちらも次回大きく改定するとき、果たしてこの一つ一つの社会環境の変化が私どもの行う貧困対策を見るに当たって適切な数字であるのかどうかは、また引き続き考えていきたいです。ご意見ありがとうございました。

#### 【会長】

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見等はいかがでしょうか。

では、(2)については、よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。続いて(3)北区児童相談所等複合施設基本計画(案)について、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは児童相談所等複合施設基本計画(案)についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

1、要旨です。

区はこれまで児童相談所設置に向けて、北区児童相談所等複合施設基本構想を策定するなど準備を進めてまいりました。このたび、施設の設計に向けて北区児童相談所等複合施設基本計画(案)がまとまりましたので、ご報告いたします。

2、現況についてはお示しのとおりです。

3、内容です。

別紙、北区児童相談所等複合施設基本計画(案)についてご説明いたします。ポイントを絞ってご説明いたします。

左肩ホチキスどめ26ページになっています。1ページをご覧ください。

1、はじめに。

(1) これまでの経過です。児童福祉法改正などを含め、これまでの経過については記載のとおりです。

(2) 基本計画策定の目的です。北区児童相談所等複合施設基本計画では、複合施設の基本理念や機能、敷地の条件等の設計の前提となる基本的な考え方に基づき基本構想を具

現化するとともに、この間、児童相談所を開設した先行自治体での課題や周辺のまちづくりとの一体性を踏まえ、北区が整備する複合施設が子どもの安心安全を確保し、区民が身近に立ち寄ることができる施設となる計画といたします。

今後、この基本計画を基に複合施設の基本設計・実施設計、また建設工事等に取り組んでまいります。

2 ページをお願いいたします。

2、複合化する機能の現状及び相談状況の推移です。

(1) 複合化する機能の現状です。

①から④までが機能についての説明となっています。

青い表をご覧ください。こちらにそれぞれの面積を記載をしまして、3 ページ、おめくりいただきまして、合計、右下になります。4、機能で4, 811平方メートルが現状となります。この数字には一時保護所の面積は含まれていません。

飛びまして、5 ページまでお願いいたします。

3、運営方針です。

(2) 職員配置までお願いいたします。

②児童相談所の人員体制のご説明をいたします。

児童福祉法に基づき必要な人員配置を行ってまいります。具体的な人数に関しましては、6 ページの表をご覧ください。

まず、下の部分になりますが、児童福祉司の配置人数の考え方について記載をしております。人口当たり12名、上乘せ分として18名、計30名の配置が必要と考えています。

また、児童心理士については、児童福祉の2分の1ということで、15名という形で計算をしております。

上の表に77名と記載がありますが、こちらの児童福祉・児童心理士に加えまして、事務職等を含めた、現時点での人数という考え方になっています。

7 ページまでお願いします。

(3) 一時保護所についてです。

③子どもの権利擁護までお願いいたします。個室の整備として、学齢児居室に関しましては、プライバシーや個性に配慮し、個室を基本としています。また、幼児教室に関しましては、情緒の安定、基本的な生活習慣の習得等に配慮し、家庭的保育を行います。

8 ページの上段に各居室面積については厚生労働省の基準を遵守するという記載をしております。

また、8 ページの中段、学習権の確保や子どもの権利を考慮した意見表明についての記載があります。

④一時保護所の定員です。

基本構想におきましては、定員を10から15名としておりました。今回、基本計画の中で北区における令和2年度の年間保護人数が75名、1人当たり平均保護期間が42日という計算を当てはめまして、一日当たり平均約8.6人。また、事業所開設後、保護件数の増加等にも対応できるよう、先行区の状況も踏まえまして、二、三倍の定員に当たる20名とさせていただきたいと思っています。

9 ページ、⑤一時保護所の人員体制です。

こちらについては、現在検討中ですが、定員20名に対応できる職員体制を構築します。  
10ページをお願いいたします。

(4) 児童相談所設置市事務です。

児童相談所が区に設置された場合、児童相談所業務以外にも、児童福祉法に基づく下表の事務を設置市(区)が処理することとされています。担当部署について、今後、組織改正等に変更になる場合がありますが、イメージを載せています。

その下、(5) 運営指針についてです。

本基本計画策定後、複合施設開設までに、児童相談所の組織の規定等を含め、区の児童相談や複合施設運営にあたっての基本的な指針とする(仮称)北区児童相談所等複合施設運営指針を策定いたします。

また、運営指針策定後、国や東京都と児童相談所設置に向けた開設協議を行ってまいります。

11ページをお願いいたします。

4、施設整備の方向性についてです。

(1) 施設整備の考え方です。

②施設規模算定にあたっての考え方までお願いいたします。

基本構想で示した施設整備の基本的な考え方を踏まえ、必要となる諸室とそれらの必要面積を積算いたしました。

基本構想においては、約5,000平方メートルの延床面積を想定していましたが、今後の虐待検数増加等に対応できる事務スペースや相談室等の確保を行うとともに、一時保護所については今後の虐待件数等を見据えた定員の設定、また子どもの権利に配慮した居室等を十分に確保できる面積といたします。

また、施設整備を行う上では、様々な諸室の共用化を図り、効率的な配置計画といたします。

13ページ、(2)までお願いいたします。施設規模について、具体的な数値です。

基本構想では、先ほども申しましたが、5,000平方メートルとしていましたが、今回6,750平方メートルに変更いたします。①から⑦については内訳となります。特に⑤一時保護所の内訳ですが、前段でもご説明いたしました。学生居室については個室対応可能な原則としています。また、食堂や学習室等、必要な面積を確保しています。

⑥連携施設・設備についてです。

事務室については600平方メートルを想定して、150名程度の職員が入るスペース、緊急会議を行うスペースを確保いたします。

14ページまでお願いいたします。

併せて会議室、相談室の共用に加え、調理室、体育館の共用等も行います。

15ページ、5、計画敷地の条件です。

こちら(1)所在地・地域地区計画等について、お示しのとおりです。

17ページ、(3)敷地条件等までお願いいたします。

複合施設の敷地条件は、区が整備する公益施設として必要な延床面積を確保できる規模であるとともに、今後の施設設計に備え計画自由度を十分確保できる形状である必要があります。

①敷地条件です。

ア、敷地面積は約5,000平方メートル、基本構想におきましては、敷地面積、延床面積、共に5,000平方メートルとしていましたが、今回の基本計画では延床面積を6,750平方メートルに変更いたしますが、敷地面積については容積率が現行の200%から300%に都市計画変更されることから、敷地面積は約5,000平方メートルとします。

イ、敷地形状と敷地境界についてです。下の図もご覧になりながら、ご説明を聞いていただければと存じます。

学校敷地については、こちら高低差に課題があります。施設整備後の利用者のバリアフリー等を含めた利便性を確保するため、複合施設は西側道路沿いかつ南側のUR敷地境界沿いに配置いたします。

また、敷地分割をした際に隣地境界による日影規制の影響が最小限となることを前提に、こちら斜めになっていますが、南北方向に沿った敷地境界とします。

18ページをお願いいたします。

②施設配置のシミュレーションについてです。今回装蹄した延床面積が敷地条件の中でどのように配置されるかを代表例として3案検討しました。

A案からC案、いずれにおいても4階建て相当の建物が十分に整備できること、日影規制など法制度にも遵守していることなどを確認しました。

具体的な建物の配置などに関しましては、今後の基本設計・実施設計の中で精査いたします。

20ページ、6、開設までのスケジュールです。

スケジュールについては、基本構想では複合施設の開設を令和7年度としていましたが、施設規模の増加による設計期間を十分に確保することや周辺のまちづくりとの一体性を図り、設計段階から連携を取るなど踏まえまして、児童相談所・一時保護所を除く複合施設の開設を令和8年夏頃、児童相談所・一時保護所の開設を令和8年末頃としたいと思っています。

21ページ以降は参考資料となりますので、後ほどご高覧ください。

資料3にお戻りいただければと思います。

4、今後の予定についてはお示しのとおりですが、12月中に基本計画を策定し、ホームページ等で公開してまいります。

私からの説明は以上になります。

#### 【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問やご意見等がありましたら、お願いいたします。

#### 【委員】

6ページの人員配置計画（案）の1行目に、所長さんが医師、社会福祉士、児童福祉司として2年以上勤務した者等と書いてありますが、2年で大丈夫なのか。新人ではないか

とちょっと心配になったので、ここは2年だが、ほかのところでキャリアがあるとか、そういったことがあったら教えてください。

それから、私、滝野川で5年前から子ども食堂や無料の学習支援教室などを運営してまして、うちに来ている子どもたちの何人かが一時保護所に保護された経験があって、学校に通えないとか部活に参加できないなど、みんな口をそろえて二度と行きたくないと言っています。学習支援がなかなかうまくいってなくて、学業の遅れを取り戻すことが非常に難しく、その後苦労していますが、8ページに「学習権の確保」についていろいろ書いてあって、きちんと学習を支援していただけるものと、これを読む限りは思っているので非常に期待しています。子どもの進路に関わることですので、確実にお願いしたいところです。

あと、うちの団体の会員からの意見が出ていまして、ここで質問や希望などを伝えさせてください。

教育委員会の傍聴や、建設予定地の見学をしたが、隣接して構想の大型マンション建設が進んでいることが大変心配で、建物自体に圧迫感や威圧感があるのではないかと。また、相談に来る親子や子どもたちのプライバシーが守られるのか非常に疑問を持つ。また、職員には安定して継続的に経験を重ねられるような体制を取ってほしいので、会計年度任用職員ではなく、正規の職員の配置をお願いしたい。それから、赤羽地域のまちづくり説明会に参加された方から、児相の開設計画の中身については内容がほとんど決まっていないので報告できないと言われたが、全部決まってしまう前に区民の意見を聞いて設計を考えてほしい。会議を公開にするとか、報告だけではなく、再度、パブリック・コメントをお願いしたい。そういう意見が出ています。

それから、先ほどの8ページ、学習支援については、一時保護される子どもには不登校の子や発達障害で集団学習になじめないなど、状況が個々で異なり、自己肯定感の低い子が多いと思われる。指導する方は子どもから信頼される方であってほしいという希望が出ています。

あと一つ、質問としては、18ページから19ページに出ているオープンスペースとは何か。これから計画が立つのかもしれませんが、これは基本構想に記述された「すべての人が集まる一般開放ゾーン」のことかをお聞きしたい。もしそれであれば、ぜひとも陽当たりのよい立地にして、子どもの自己実現につながるような遊び場、プレーパークを配置していただきたい。これは、さいたま市子ども家庭総合センター、「あいぱれっと」の屋外施設等を見学した会員からの意見です。

この2年間のコロナ禍を経験した中で、屋内よりは屋外の感染リスクが低く、遊び場として支持されているので、この状況を踏まえて、屋外に子どもの遊ぶ場を設置してほしいという希望などが出ていますので、ご検討をお願いいたします。

#### 【会長】

ありがとうございます。質問が幾つか出ていますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

#### 【事務局】

まず、6ページの所長の記載、2年以上となっています。こちらが規定されているものになっていますが、もちろん、この2年では足りないだろうと考えていますし、先行区の状況等を見据えながら、所長についても経験のある職員を配置する、雇用していくなどを含めて、今後検討してまいりたいと思っています。

続きまして、学習権の確保の話、きちんとやっていただきたいというご意見があったかと思えます。こちらについては、先行区では学校、教員資格を持った方のOB、OGを雇用して、しっかり体制を整えてやっていると聞いていますので、それらを含めて参考にしっかりと検討したいと思えます。

また、教育委員会の中でのご質疑等、あとまた様々な区民の声があるというところのご質問かと思えます。

まず、こちらの近接、先ほど説明を少し省略させていただきました、16ページにありますが、周辺のまちづくりとの関連ということで、こちら学校跡地に関しましては、約1万平方メートル程度の敷地を、5,000平方メートルを複合施設、残りの半分については、URと、北区で連携を取って、今後、ゲートウェイ計画が進んでいます。

こちらについて、近接するところに大型のマンションが建つ、そこに対しての圧迫感のご説明があったかと思っています。

こちらについては、確かに日当たりのこと、また風を含めて、こちらとしてもできる限り施設として十分に配慮していきたいと思っています。

一方で、ほかの先行区においてもいろいろな場所で、近接する住宅地、また、港区なんかは商業地の中でやっています。北区としても最大限プライバシーの配慮はしていきたいと思っています。

また、職員体制のご質問の中で会計年度職員ではなく常勤職員というご要望があったかと思えますが、こちらについても原則、常勤職員という形で考えていますが、児童相談所等を経験する常勤職員は、今も先行区に派遣に行って、学習、勉強していますが、それでも経験年数が浅い部分があります。一方で会計年度職員の中では、児童相談所等で十分に経験した方、また警察官のOB、OG等も含めて活用しながら、しっかりとした複合施設の運営をしていきたいと思っています。

また、パブリック・コメントのご意見があったかと思えます。こちらは、平成30年12月に学校跡地利活用計画を北区区長部局で策定をいたしました。その中では、児童相談所等の複合施設を整備すること。また、近接する部分、もう一個視点として中高層住宅複合地区、B地区を誘導していくという記載があります。その中でも、パブリック・コメントを実施しています。

また、昨年8月の子ども・子育て会議で報告させていただきましたが、令和2年7月に策定した基本構想の中でも、パブリック・コメントは実施しています。

今回、基本計画におきましては、先ほど説明しています、敷地の延床面積、虐待等件数におきまして、延床面積が増加した、それに含めた変更ということで、こちらについてはパブリック・コメントの実施はしませんが、今後とも区民の声を丁寧に聞きながら、対応できる部分については今後とも引き続き進めてまいりたいと思っています。

18ページにありましたが、オープンスペースはどういうことをイメージしているのかというご質問です。基本構想にあるような一般開放ゾーンのところですので、ご意見いた

だいたいのことを参考に、日当たり等を配慮しながら、またご紹介のあった「あいばれっと」の規模まで、どこまでできるかというのにはありますが、先行の23区の中ではここまで複合施設をやっている区はないので、北区におきましても、児童相談所以外の部分、機能に関しましても、区民が立ち寄りやすいという視点は意識しながら、計画は進めてまいりたいと思っています。

以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。

いかがですか。大体、質問にはお答えいただいたかと思います

#### 【委員】

そうですね。プレーパークを配置してほしい、そういう意見もありましたが、どうなるか分からないが、開放ゾーンにする、そこは一生懸命やってみるということですよ。ありがとうございます。

#### 【委員】

このことについては以前もこの会議で出たと思いますが、そのとき申し上げたのは、私はその当時、新聞、あるいはテレビで報道されていた、児童相談所がお困りになっていて、中には職員の方が時間内だけで終えないので、ご自宅まで連れて帰って見ていただいているというお話をこの場でしたと思います。

それで、初めて計画を聞いたときに、令和8年、もっと早くならないですかと言った覚えがあります。その気持ちは変わらないですが、いろいろな計画の中で、その辺は前倒しできないというお話だったのでやむを得ないと思っていますが、例えば、基本計画、実施計画、丸々2年取っていますが、もっと早くできないのかと思っていますが、これは決まったので揺るがせないと思います。

今、委員からいろいろお話が出ていましたが、大変立派な施設ができるということは、お話を伺ったとおりでと思います。今日は児相の所長が不在なので分かりませんが、私どもの地元の校長先生に伺うと、児童相談所によくお世話になって、子どもをお預けし、ご相談をして、力になっていただいていると伺っています。当然のことながら、一日も早い完成を多くの方が望んでいる。職員の育成の問題が先ほど出ましたが、一定の力をつけていなくては開設できないというのは、これはそのとおりでと思います。委員のご懸念もそのとおりでと思いますが、そういう方がしっかり配置されるという前提で、令和8年度末ということですから、この計画だけでは前回も申し上げたように、遅れることないようにやっていただきたいと思っています。

それと同時に、複合施設云々が16ページにあります。並行して事業が進捗することが見込まれますと書いてあります。ぜひその複合施設等の問題で、こちらのほうに、言葉は悪いですが、足を引っ張られないか。こちらの影響をしっかりと考慮しながら、複合施設の問題は、それはそれとして、ぜひ計画どおり、間違いなく令和8年度末には完成をしていただきたいと思っています。

立派な施設ができ、職員も多くの人を配置する、この多くの人を配置するというのは、現状で予定して8.5人を20人に。それだけ切羽詰まっていると思います。多分8.5人はぎりぎり、それから先ほどご説明があったように増えるという予定ですから、一日も早く対応していただいて、間違いなくこの計画がこの予定した年度内に完了していただくように切望します。

以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。ただいまの委員のご発言に対して、事務局から何かありますか。

#### 【事務局】

今回、基本構想から1年という中で、複合施設の開設がまた遅れるという報告をさせていただくことを大変申し訳なく思っております。

複合施設、先行区の状況を聞いても、本当に身近で、自治体が児童相談所をつくることによって相談をしやすくなったり、いろいろな未然防止につながったりしていると聞いています。今日、北児童相談所の園尾委員がいらっしゃいませんが、今、本当に都の児相ではしっかりやっています。それを検証しながら職員体制、また周辺のまちづくりも気にしながら、全力で進めたいと思っております。

以上です。

#### 【委員】

ご意見が先ほど出ましたが、近隣の方々への丁寧な説明は大変重要です。というのは、私もついこの間まで、神谷中学校の後、都の北学園に若干携わっていましたが、一部、反対の方がいたのですが、丁寧な説明をしたことによって、ご納得いただいて、今、スムーズに、予定した令和6年に学校が開設することになっています。近隣の住民に対する説明は非常に大事なので、丁寧に説明して、きちんとしてご理解いただいて、スムーズに進行していただくように重ねてお願いします。

#### 【会長】

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。

#### 【委員】

既にご指摘が多々あった部分ではあるんですが、8ページの学習権の確保という部分、ただ生活を最低限保つだけではなくて、学習権をきちんと保障していくことが、特にこの年齢の子どもたちには重要であると感じています。

その中で、今後の検討課題なのかもしれませんが、子どもアドボケイト（子ども意見表明支援員）というお仕事が上がってしまっていて、この方は、例えばどういう資格で、どのような働き方をするのかということが、もし先行区の事例でもイメージとしてありましたら教えていただけたらと思います。

以上です。

#### 【事務局】

学習権の確保については、しっかり進めてまいりたいと思っています。また、アドボケイトのご質問ですが、意見表明と学習権の確保は少し切り口が異なる部分があります。先行区の中では、子どもの権利に関して先進的に取り組んでいる自治体が多いと思っています。子どもに対して一時保護所のルールですとか、そういうものを毎週の子ども会議で決めていくという取組をしています。

また、職員も適正に配置して子どもの意見を聞いていきますが、直接接する職員には言いにくいこと、その辺りを子ども意見表明支援員という立場の方が月に何回か子どもの意見を聞きに一時保護所に行って相談をするという取組をしています。資格の部分については子どももまだ、不勉強で恐縮ですが、今後そういう先行区の状況を見ながら、北区でもこのような形を検討していきたいと思っています。

#### 【会長】

すみません、司会がこうってなんですが、私もそのあたりに関心があるので伺いたいと思います。

例えば、23区ですと世田谷区などが先行事例かなと思うのですが、そういったところを参考にして、まだわからないと思うのですが、検討する可能性はかなり高いと考えてよろしいですか。

#### 【事務局】

江戸川区、荒川区、また港区、世田谷区、4区が先行自治体として既に児童相談所が設置されています。世田谷区への視察はまだ行けていないのですが、残りの3区については、実際現場も見させていただきながら、そういう取組をしている、特に江戸川区は進んでいると思っていますので、参考にしながら今後引き続き検討したいと思っています。

#### 【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、次に行く前に、先ほどの委員の質問に対する回答の追加があるということで、お願いいたします。

#### 【事務局】

先ほどの委員からご質問いただきました子どもの貧困対策に関する指標実績のはびママ・たまご面接の令和2年度の実績が大きく伸びた理由で、補足でご説明します。

まず、令和2年度についてはコロナ禍ということで、ZOOMを利用したオンラインの面接を実施することができるようになりました。また、育児パッケージの追加配布等もあり、様々な取組をいたしました。数が伸びた理由の一つとしては、これまでは対面での面接がはびママ・たまご面接と数えられるということでしたが、コロナ対策として電話面接も認められたところが大きな要因となっています。

## 【会長】

補足のご回答、ご説明、ありがとうございました。

それでは、次に行きたいと思いますが、(4)学童クラブの新設等について、それから(5)子育て世帯等臨時特別支援事業について、まとめて事務局からご説明をお願いいたします。

## 【事務局】

資料4、学童クラブの新設等についてご報告します。

来年度の4月からの学童クラブの体制についてです。

1、要旨。学童クラブの待機児童を解消するため、学童クラブの新設等を行い、併せて150名の定員拡大を図るものです。

2、学童クラブの待機児童の状況です。令和3年4月のところをご覧くださいますと、今年の春時点で43名、学校数で申し上げますと4校で待機児童が発生していた状況です。その4校についても後ほど説明します。

まず、3、来年度、4月期に向けた対応といたしまして、現在、79学童クラブで運営しているところ、一つ増やしまして80学童クラブ体制。定員は3,475名。今と比較いたしまして150名の定員拡大を図る予定です。

(2)以降が具体的な対応ですが、裏面をご覧ください。裏面は表形式で、対比の形で載せています。

まず、表の一番上の王子小学校についてですが、現在、学校の校舎の中に王子っ子クラブ第一から第三までの3部屋と、それから王子東育成室、こちらは現在王子小学校の学区域外のところに外学童として設けている現状でございまして、また、来年の4月を見据えるにあたり、これだけでは足りない40名近くの、待機が発生するおそれがある。そういったところから、右側のように対応を図らせていただきました。

まず現在、学区域を超えての学童クラブとして機能しています王子東育成室は廃止しまして、新たに第四、第五を新設し、差し引き一つクラブを増やします。

先ほど、第一から第三までは学校の校舎の中でしたが、こちら王子っ子クラブ第四、第五は、旧桜田小学校、今年の夏まで王子第一小学校が改築するまでの間に使っていた学校を学童クラブとして使えることになりましたので、同じ学区域の中で学校の中の三つ、それから学区域の中で新たに新設します二つのクラブ、併せて5クラブ体制としたものです。

それから、次になでしこ小学校から谷端小学校まで、こちらの四つの学校は、今年度の春に待機児童が発生していた学校です。このままでは引き続き待機が生じるおそれが非常に高いため、この4校は、いずれも個別に学校とご相談して、定員拡大をそれぞれ図っていくという形を取りました。

それから、次に荒川小学校、十条台小学校については、4月からの新校「十条小学校」となり、名称は変わりますが、二クラブ体制を維持していきます。また王子第一小学校は、本年の9月から新築校舎に移転済です。

トータルとして、来年度は34校体制、3,475名の定員、今と比べ150名の定員拡大を図ります。

報告は以上です。

### 【事務局】

続きまして、お手元のレジュメの本日お配りしました令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（給付金）の支給について、北区の実施方法をかいつまんでご説明いたします。

国が子育て世帯に10万円を給付するという一方で、当初の国の指示では、5万円を現金で年内に支給し、残りの5万円を経済効果も考慮して、クーポン等で渡すとされてきました。その後、連日報道等されてきましたが、クーポンだと支給に時間と手間がかかるということで、徐々に運用の幅が広がってきて、他の自治体と同様に私ども北区でも現金10万円を子育て世帯に渡していこうという決定をしました。

ただ、既に最初の段階で5万円の給付金を先行して、このレジュメの一番下の（4）に書いていますが、申請不要の方に12月24日に振り込む事務を進め、そのアナウンスもしていただきましたので、これを一旦止めることで、かえって支給が遅れてしまうと判断し、12月24日に最初の5万円、それから12月28日に追加の5万円を支給、2回に分けることで年内に10万円の現金をお手元に届けようと決定しました。

なお、制度のアウトラインですが、そもそもこの給付事業については児童手当の受給世帯、これも報道でご案内のことかと思いますが、いわゆる子ども二人の標準世帯が960万円未満の世帯に対して、先ほどご説明した10万円を給付する事業です。

その中で、既に今、児童手当を受けている口座情報が区に登録されている方については、申請をしないでも振り込む。それから、申請が必要な18歳未満のお子様のうち、いわゆる高校生の方は、現在、高校生だけのお子さんをお持ちの世帯は児童手当の対象になっていませんので、その方たちは申請が必要。それから公務員の方は児童手当が雇用主から支給されていますので、これも区役所に口座情報がないために申請をしていただく。これらの2通りの方は申請をしていただいて、1月以降、順次10万円を振り込むことになっています。

以上、北区の対応についてご報告をしました。

### 【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明、（4）と（5）について、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

### 【委員】

今、後に説明していただいた10万円のことで、失礼ながら北区はいろいろな取組がどうも遅いというのが一般的な印象で、報道でも最初の方で北区が出てこないといつも思いながら今まで見ておりましたが、今回はいち早くやる組に北区が入ってしまっていて、大変すばらしかったと思っています。大変なご苦労かと思いますが、先行して子どもたちに早く差し上げることは喜ばしいことなので、私は今回すばらしい取組だと評価したいと思っています。

### 【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

### 【委員】

学童クラブの定員のことでお聞きしたいのですが、学童クラブは基本的に40名定員の二人指導員だと理解していたのですが、例えば80名の定員にした場合は、2クラス分、2教室分を使うという理解でよろしいでしょうか。その点だけ確認します。

### 【事務局】

定員の考え方ですが、学童の環境基準としては、1人あたりの活動スペース1.65㎡が目安です。それと併せて面積がありますが、今回は既存のクラブの定員を拡大する、つまりエリアを拡大することになっていまして、今回の四つの学校については、既存の部屋に加え、学校との協議が整って、近くの動線で済むところの諸室を放課後の時間、借りる形になります。管理のエリアが壁で分断されるので、必要な人員の配置を計画しています。以上です。

### 【会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

### 【委員】

給付金の件で、世の中の流れから非常に言いづらいのですが、私は実は現金給付反対派です。北区の商店街への支援などを考えると、12月にも子育て世帯向けの北区内共通商品券があったと思うのですが、地元の商店街へのお金の還流を考えるとクーポンの方がいいと思っています。世の中の論議でいうと、クーポン券は手間と経費がかかるという話があったのですが、今回の現金給付という判断において、実務上大きいものだったのでしょうか。

### 【事務局】

クーポンの方がいいというご意見があることは私どもも承知していますが、最終的な判断のポイントになったのは、時間と手間ももちろんありますが、国からは「子育てに必要なものを買うためのクーポン」という一定の考え方が示されました。北区も当然、商店街振興とか、そういう施策との両立をイメージしたわけですが、ある意味、商店街の特定の業種に限られてしまう、それからまた、その特定の業種を選んだときに、果たして子育ての世帯のニーズにマッチした品ぞろえというか、クーポンのメニューが成立するのかがあり、これは23区、ある程度足並みそろえて、もしクーポンでやるのであれば、東京都の協力も得て、ある程度広域的に使えるようなクーポンの実現を模索していきたいというのが、本当に初動期の議論でした。

その後、マスコミの報道もあって、このコロナ禍でスピードを重視すべきだという方向に一気に大きく傾いて、今回の場合は東京都と具体的にクーポンの話をする前に23区、それから都内、市区町村含めて現金のほうに大きく傾いて、北区としてもこの方向でいこうと決定したところです。

**【委員】**

ありがとうございます。分かりました。

**【会長】**

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

**【委員】**

最後の給付金のことで、ニュースを見ていて、北区はどうするのかなど思っていたのが、口座振込みが、変更はまだ間に合わない、その規定の日あたりで離別をされてお父様の口座のままなのだけれども、そのままその口座に振り込まれて、実際にお母様は子どもを連れてもう出ているのだけれどもお金がいかないという問題があって、自治体によってそれは対応が違って、国の方針なのでそれはどうしようもないので、個別に自治体がいろいろ対応するというニュースを見たのですが、北区は何かそういう事例の対応は出しているのでしょうか。

**【事務局】**

今回の臨時給付金に限らず、これは児童手当そのもののルールに関わってくる問題ですが、児童手当は、まずは世帯のうちの収入の高い方の口座に振り込むというのが一つ目のルールです。それから二つ目として同居を優先するというルールですので、ご質問の場合、例えば、お父様、お母様の離婚が成立して、お母様が子どもを連れてどこかに住んでいる、そういう申立てを受けた場合は、同居の事実を優先して、仮にお父様の所得が高かったとしても、実情が確認できればお母様の口座に振り込むことができるという運用を一般的には取っている自治体が多いと承知しています。

ただ、今回、臨時に行う給付のときに、「実は先日そういう状態になったんだ」というところをどこまでこの短期間で対応できるか、国の制度設計上可能かどうかは、ぜひそういうお問合せを耳にされましたら、まずは窓口で電話でも何でも結構ですので、ご相談をいただければ、でき得る限り変更には対応してまいりたいと考えています。

**【会長】**

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、最後になるかと思いますが、次第3、その他ということですが、事務局から何かご説明等、ありますでしょうか。

**【事務局】**

本日、冒頭にありました令和2年度の実績について、少し訂正箇所等がございましたので、その辺り、この資料をホームページに公開する際に訂正したものをアップしたいと考えています。

また、今年度の子ども・子育て会議、次回ですが、スケジュール、具体的な日程をまだ詰めてはいませんが、年度内に一度、開催したいと考えています。スケジュールについて調整して、決まり次第また早めに皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願い

いたします。

おおむね3月になってくるかと思えます。年度末のお忙しい時期かと思えますが、どうぞ協力のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

#### 【会長】

ありがとうございます。

委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本当にお忙しく、お寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

以上で本日の子ども・子育て会議を終了したいと思います。ありがとうございました。皆様どうぞよいお年をお迎えください。これで終了したいと思います。ありがとうございます。